

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和5年南三陸町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第7条第1項に規定する抑制区域は、別表に掲げる区域とする。

(事業の内容の軽微な変更)

第4条 条例第8条第2項に規定する規則で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の出力の縮小
- (2) その他町長が認めるもの

(事業者への意見の申出)

第5条 条例第8条第4項に規定する意見の申出は、説明会等（同条第1項本文に規定する説明会又は同項ただし書若しくは同条第3項に規定する事業計画の周知をいう。）のあった日から起算して14日以内に、住民意見書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第8条第5項に規定する協議は、住民意見書の提出のあった日から起算して14日以内に、見解書（様式第2号）によるものとする。

3 事業者は、前項の見解書を提出したときは、対応状況報告書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(適用を受ける事業)

第6条 条例第9条第1項前段に規定する再生可能エネルギー発電設備の出力の合計は、実質的に一体と認められる場所で複数の再生可能エネルギー発電設備を設置（既存の再生可能エネルギー発電設備を増設する場合を含む。）する場合は、当該設備の出力を合算したものとする。

(協議の届出)

第7条 条例第9条第1項の規定による協議は、協議書（様式第4号）正副2通に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第5号）
- (2) 説明会報告書（様式第6号）
- (3) 確約書（様式第7号）
- (4) 住民票抄本（事業者が法人にあっては法人の登記事項証明書）
- (5) 位置図
- (6) 現況写真

- (7) 事業区域の公図
 - (8) 事業区域の登記事項証明書
 - (9) 土地利用計画図（縮尺が1000分の1以上の平面図）
 - (10) 造成を含む事業にあっては、土地造成計画図（縮尺が1000分の1以上の平面図・縦断図・横断図）
 - (11) 建築物又は工作物の設計図（平面図・立面図・断面図）
 - (12) 事業影響予測図（騒音・振動・電磁波・反射光等）
 - (13) 流量計算書
 - (14) 排水計画図（平面図・断面図）
 - (15) 排水施設構造図
 - (16) 排水に係る放流承諾書
 - (17) 工事施工方法書（計画書）（作業の方法及び工法を示したものをいう。）
 - (18) 維持管理（保守点検）計画書
 - (19) 維持管理（保守点検）費用及び廃棄等費用積立計画書
 - (20) 事業に関して法令等による許認可等を受けているときは、許可証等の写し
 - (21) その他町長が必要と認める書類
- 2 条例第9条第1項後段に規定する書面は、抑制区域の対策に関する申出書（様式第8号）によるものとする。
- 3 条例第9条第3項の規定による協議は、変更協議書（様式第9号）正副2通に第1項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて行うものとする。
(事業計画の補正)
- 第8条 町長は、条例第9条第1項及び第3項の規定による協議のあった内容について補正を求めるときは、事業計画補正通知書（様式第10号）により事業者に通知するものとする。
- 2 事業者は、前項の補正を終えたときは、速やかに事業計画補正完了申出書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定により申し出のあった事項について、適当であると認めるとときは、事業計画補正完了通知書（様式第12号）により事業者に通知するものとする。
(協議終了の通知)
- 第9条 条例第9条第4項に規定する通知は、協議終了通知書（様式第13号）によるものとする。
(工事に係る着手等の届出)
- 第10条 条例第10条に規定する届出は、工事（着手・完了・廃止・中止・再開）届出書（様式第14号）によるものとする。
(承継の届出)

第11条 条例第11条に規定する届出は、地位を承継した日から起算して30日以内に、承継届出書（様式第15号）によるものとする。

（事業の廃止等の届出）

第12条 条例第12条第1項に規定する届出は、事業を廃止した日から起算して30日以内に、事業廃止届出書（様式第16号）によるものとする。

2 条例第12条第2項の規定による届出は、発電設備撤去完了届出書（様式第17号）によるものとする。

（身分証明書）

第13条 条例第13条に規定する立入調査をする町の職員は、身分証明書（様式第18号）を携帯し、提示の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（指導又は勧告）

第14条 条例第14条第1項に規定する指導は、指導通知書（様式第19号）によるものとする。

2 条例第14条第2項に規定する勧告は、勧告書（様式第20号）によるものとする。

（公表）

第15条 条例第15条第1項に規定する公表は、南三陸町役場の掲示場に掲示する方法その他適當と認められる方法によるものとする。

（弁明の機会）

第16条 条例第15条第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与通告書（様式第21号）によるものとする。

2 前項の規定による通告を受けた事業者は、当該公表に係る弁明をしようとするときは、当該通告を受けた日から起算して14日以内に公表に係る弁明書（様式第22号）により弁明するものとする。

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の第4条から第16条までの規定は、この規則の施行の日前に着手した事業については、適用しない。

別表（第3条関係）

抑制区域	
1	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
2	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
3	自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園
4	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区
5	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第9号の2に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）
6	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林
7	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域
8	砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する砂防指定地
9	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地又は同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する土地
10	宮城県文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第32条第1項又は南三陸町文化財保護条例（平成17年南三陸町条例第88号）第4条第1項に規定する史跡、名勝又は天然記念物が所在する土地
11	風力を再生可能エネルギー源とする事業については、宮城県自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第12条第1項に規定する県自然環境保全地域から5キロメートルを範囲とする区域
12	その他町長が必要と認める区域

様式第1号（第5条関係）

住民意見書

年　　月　　日

様

住　　所

氏　　名

(法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

あなた（貴社）の事業計画について、南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第8条第4項の規定により、下記のとおり意見します。

記

事業名	
事業区域の所在地	南三陸町
説明会等開催日時	年　月　日　：　～　：
説明会開催場所	
意見	

様式第2号（第5条関係）

見解書

年　月　日

様

事業者　住　所
氏　名

(法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年　月　日に御提出いただいた住民意見書について、下記のとおり見解を示します。

記

事業名	
事業区域の所在地	南三陸町
説明会等開催日時	年　月　日　：～　：
説明会開催場所	
意見に対する見解	

様式第3号（第5条関係）

対応状況報告書

年　　月　　日

南三陸町長 様

事業者 住 所
氏 名

(法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則第5条第3項の規定により、住民意見書に対する見解書を提出したので下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

事業名	
事業区域の所在地	南三陸町
説明会等開催日時	年　月　日　　：　～　：
説明会開催場所	
見解書提出件数	件

添付書類 住民意見書の写し、見解書の写し、その他関係書類

様式第4号（第7条関係）

協議書

年　月　日

南三陸町長様

事業者住所
氏名

(法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第9条第1項の規定により、下記の事業について関係書類を添えて協議します。

記

事業名	
事業区域の所在地	南三陸町
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱 7 バイオマス
想定発電出力	k w
想定年間発電電力量	k w h
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請日	年　月　日
工事着手予定期	年　月　日
工事完了予定期	年　月　日

様式第5号（第7条関係）

事業計画書

1 事業者及び関係者の概要

項目		内 容	備 考	
事業名				
事業者	(ふりがな)			
	氏名（法人その他団体の場合は事業者名）			
	代表者※	役 職 (ふりがな)		
		氏 名		
		住所（法人その他団体の場合は主たる事務所所在地）	(〒 - - -)	
		電 話 番 号		
		ファクシミリ番号		
	メールアドレス			
管理者	(ふりがな)			
	氏名（法人その他団体の場合は事業者名）			
	担当者※	役 職 (ふりがな)		
		氏 名		
		住所（法人その他団体の場合は主たる事務所所在地）	(〒 - - -)	
		電 話 番 号		
		ファクシミリ番号		
土地所有者	(ふりがな)			
	氏名（法人その他団体の場合は事業者名）		複数の場合は別紙を添付	
	担当者※	役 職 (ふりがな)		
		氏 名		

住所（法人その他団体の場合は主たる事務所所在地）	(〒　　-　　)	
電話番号		
ファクシミリ番号		
メールアドレス		

※印の欄は法人その他団体の場合に記載してください。

2 事業区域の概要

項目	内 容		備 考
所在地	地名地番		
	住居表示		
事業区域の面積			m ²
事業区域の現況 (地目)			
うち森林	有・無 森林計画区 該当・非該当 保安林の指定 有・無 保安林の種類 ()		
うち農地	有・無 田・畠・採草地		
湧水	有・無 利用状況 ()		
井戸	有・無 利用状況 ()		
温泉源	有・無 利用状況 ()		
用水路	有・無 名称 () 利用状況 () 管理者等 ()		
排水路	有・無 名称 () 利用状況 () 管理者等 ()		
河川	有・無 河川名 () 河川管理者名 ()		

3 施設の概要

項目	内 容			
発電設備の種別	<input type="checkbox"/> 太陽光 <input type="checkbox"/> 風力 <input type="checkbox"/> 水力 <input type="checkbox"/> 地熱 <input type="checkbox"/> 太陽熱 <input type="checkbox"/> 大気中の熱その他の自然界に存する熱 <input type="checkbox"/> バイオマス			
設 置 形 態	<input type="checkbox"/> 平地 <input type="checkbox"/> 斜面地 <input type="checkbox"/> 水面 <input type="checkbox"/> その他 ()			
敷 地 所 有	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他 ()			
従前の土地利用	<input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 田畠 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> その他 ()			
想定発電出力				
想定年間発電電力				
接続先 (電気事業者)				
附 属 施 設	名 称		面 積	m ²
	名 称		面 積	m ²
接 続 道 路	道路名		幅 員	m
雨 水 放 流 先				

4 工事期間

項目	内 容	備 考
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	

5 管理方法等の概要

項目	内 容	備 考
維持管理・保守点検		
維持管理・保守点検費用及び廃棄等費用の積立	※別途、施設の維持管理・保守管理費用及び廃棄等費用の積立計画書を作成して添付すること。	

6 事業廃止後における計画概要

項目	内 容	
事業廃止予定日	年	月
発電設備の撤去予定日	年	月
撤去後の計画	廃棄物の処理について	
	整地、緑化、修景等について	

7 抑制区域の確認状況

項目	区域の該当有無	確認日	確認・手続先(部署・担当者名)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	有・無	年 月 日	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域	有・無	年 月 日	
自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に規定する国立公園	有・無	年 月 日	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項に規定する鳥獣保護区	有・無	年 月 日	
農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)第5条第1項第9号の2に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。)	有・無	年 月 日	
森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項に規定する保安林	有・無	年 月 日	

河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域	有・無	年月日	
砂防法（明治30年法律第29号）第2条に規定する砂防指定地	有・無	年月日	
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地又は同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する土地	有・無	年月日	
宮城県文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第32条第1項又は南三陸町文化財保護条例（平成17年南三陸町条例第88号）第4条第1項に規定する史跡、名勝又は天然記念物が所在する土地	有・無	年月日	
風力を再生可能エネルギー源とする事業については、宮城県自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第12条第1項に規定する県自然環境保全地域から5キロメートルを範囲とする区域	有・無	年月日	
その他町長が必要と認める区域	有・無	年月日	

8 環境配慮の検討状況

(1) 地域とのコミュニケーションに関する事項

	項目	実施の状況	未実施の場合はその理由を記載
事業予定の周知	立地検討段階で住民等に対し、設備設置を計画していることを周知している。	未・済	
	事業予定の周知の機会に住民等から土地や周辺環境の状況についての情報や、計画に関する懸念事項等の聞き取りを行っている。	未・済	
事業計画案の説明	事業計画認定申請前の設計案を検討している段階で住民等に対し、事業の概要や環境配慮の取組等を含めた事業計画案の説明を行い、意見を聞き取っている。	未・済	
	事業計画案の説明等を通じて住民等から寄せられた意見に対し、それらを勘案して採用する対策について住民等へ周知している。	未・済	
説明会等の記録	住民等へ説明を行った日時、対象地域や対象者、説明を行った場所や説明資料、質疑応答の状況を記録している。 説明会を開催した場合は、出席者数も併せて記録する。	未・済	

(2) 設計段階における環境配慮対策に関する事項

	項目	対策の有無	対策をしていない場合はその理由を記載
土地の安定性への対策	切土・盛土を行う場合、法面の安定性の検討を十分に行った上で安定化が図れる勾配や工法を決定している。	有・無	
	地表水や地下水の状況等を踏まえ、適切な排水計画を策定している。	有・無	
	工事中の土地の安定性を確保するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し適切に工事計画を立案している。	有・無	

	対策を検討するに当たり、発電事業者や設計者、施工者において技術的判断が難しい場合は専門家に相談している。	有・無	
濁水への対策	降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう適切な排水計画を採用している。	有・無	
	洗掘や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護工を行うなど土砂流出・濁水発生防止策を講じている。	有・無	
	施工に際して、仮設沈殿砂池や濁水処理施設等（簡易的なフィルター等を含む。）を設置している。	有・無	
	工事中の降雨等による濁水の発生を低減するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し適切な工事を行う。	有・無	
	対策を検討するに当たり、発電事業者や設計者、施工者において技術的判断が難しい場合は専門家に相談している。	有・無	
騒音への対策	パワーコンディショナ等の設置場所を調整している。	有・無	
	パワーコンディショナ等に囲いを設ける住宅等との境界部に壁を設置する等の防音対策を講じている。	有・無	
(太陽光のみ)反射光への対策	見通せる範囲に、住宅等の「まぶしさ」を懸念する建物・施設等がある場合にアレイの向きを調整している。	有・無	
	アレイの配置を調整している。	有・無	
	太陽光の反射を抑えた防眩（ぼうげん）仕様のパネルを採択している。	有・無	
	住宅等との境界部にフェンス等を設置する又は、植栽を施している。	有・無	
工事に関する対策	同時に多数の建設機械が稼働したり工事用車両が走行したりしないよう、できる限り工事計画を調整している。	有・無	
	強風時の作業を控える、騒音を抑えた工法を採用するなど作業時期や時間帯、工法について配慮している。	有・無	

	工事用車両の走行は周辺への影響が比較的小さいルートや時間帯とともに適切な速度で走行するよう徹底している。	有・無	
	造成工事に伴う粉じん等を抑制するため、事業区域内や工事用道路に散水を行うなどの配慮をしている。	有・無	
	工事用車両はタイヤ洗浄を行い、粉じん等の発生を抑制するとともに泥で周辺道路等を汚すことのないよう配慮している。	有・無	
	事業区域の周囲に仮囲いを設置し、粉じん等や騒音の低減に努めている。	有・無	
	使用する建設機械は、低騒音・低振動型のものを採用している。	有・無	
景観に関する対策 (太陽光のみ)	アレイの高さは、周辺景観との調和に配慮している。	有・無	
	周辺景観との調和に配慮してアレイを配置している。	有・無	
	敷地境界から距離(バッファーゾーン)をとってアレイを配置している。	有・無	
景観に関する対策	敷地境界周辺に植栽を施す又は、周辺部の森林を残している。	有・無	
	周辺景観との調和に配慮した発電設備や附帯設備等の色彩としている。	有・無	
	既存の発電設備がある場合には、既存設備と新設設備を同系色にしている。	有・無	
動植物や生態系に関する配慮	事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、対策を検討するに当たり、専門家に相談している。	有・無	
	事業区域内に重要な動植物の生息・生育地がある場合はその改変を避ける又は、改変面積をできる限り小さくしている。	有・無	
	事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、それらの場所への土砂流入を防止するとともにみだりに侵入し踏み荒らしたりしないようにしている。	有・無	
	植栽に用いる樹木等は、その地域の在来種とするよう配慮している。	有・無	

	重要な動物の繁殖期など特に配慮が必要な時期においては、影響を及ぼさないように工事の時期を調整している（大きな騒音が生じる工事の回避等）。	有・無	
自然との触れ合いの活動の場に関する配慮	事業区域内に自然との触れ合いの活動の場がある場合は、その改変面積をできる限り小さくしている。	有・無	
	隣接する自然との触れ合いの活動の場へ、造成工事に伴う土ぼこり、建設機械や工事用車両による騒音・振動の影響が及ぼないように配慮している。	有・無	
	発電設備の稼働時において隣接する自然との触れ合いの活動の場に対して影響を及ぼさないように、適切に維持管理している。	有・無	

様式第6号（第7条関係）

説明会等報告書（第　　回目）

年　　月　　日

南三陸町長 様

事業者 住 所
氏 名

(法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、住民説明会等を開催したので関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

事業名	
事業区域の所在地	南三陸町
説明会等開催日時	年　月　日　　：　～　：
説明会開催場所	
出席者の状況	参加者：　　人　　説明者：　　人
説明会の内容	
住民等の意見・要望	
住民等の意見・要望に対する回答	

添付書類 説明会等で配布した資料、参加者の名簿（受付簿）

上記の報告については、説明会の内容と相違ありません。

(地域の代表者)

年　月　日
役職・氏名

様式第7号（第7条関係）

確 約 書

年 月 日

南三陸町長 様

事業者 住 所
氏 名

(法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、事業を実施するに当たり、下記に掲げる事項を遵守し、適切に維持管理していくことを確約します。

記

1 事業内容

事業名			
事業区域の所在地	南三陸町		
事業区域の面積	m ²		
再生可能エネルギー発電設備の種別		発電出力	kW
再生可能エネルギー発電設備の設置規模	基枚・m	設置面積	m ² 高さ m

2 確約内容

- (1) 住民等との協調及び連携を図るとともに、地域の環境保全に対し十分配慮します。
- (2) 事業区域の雑草等により隣接の土地に被害を与えないよう対処します。
- (3) 事業によって住民等に被害が及ぶ場合は、事業者及び住民等間において誠意をもって解決します。
- (4) 事業中止又は事業廃止時には、事業者の負担と責任において再生可能エネルギー発電設備の全部を撤去します。
- (5) 再生可能エネルギー発電設備を第三者に譲渡等した場合、当該確約を当方が相手側に責任をもって承継します。

様式第8号（第7条関係）

抑制区域の対策に関する申出書

年　　月　　日

南三陸町長 様

事業者 住 所
氏 名

(法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第9条第1項後段の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

事 業 名	
事 業 区 域 の 所 在 地	南三陸町
事 業 区 域 の 面 積	m ²
抑制区域	想定される影響とその対策

備考 抑制区域欄には、南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則別表に掲げる抑制区域に該当する区域を記入すること。

様式第9号（第7条関係）

変更協議書

年　月　日

南三陸町長 様

事業者 住 所
氏 名

(法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第9条第3項の規定により、下記の事業の変更について関係書類を添えて協議します。

記

事業名		
事業区域の所在地	南三陸町	
再生可能エネルギー発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱 7 バイオマス	
変更の内容	変更前	変更後
変更理由		

添付書類

- 1 協議届出書類のうち変更に係る書類
- 2 住民等に対する説明会の内容が分かる書類

様式第10号（第8条関係）

事業計画補正通知書

第 号
年 月 日

様

南三陸町長

印

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、下記のとおり事業計画を補正されるよう通知します。
。

記

事業名	
事業区域の所在地	南三陸町
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱 7 バイオマス
補正内容	

様式第11号（第8条関係）

事業計画補正完了申出書

年　月　日

南三陸町長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、

所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり補正が完了したことを申し出ます。

記

事 業 名	
事業区域の所在地	南三陸町
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱 7 バイオマス
想定発電出力	k w
想定年間発電電力量	k w h
補 正 内 容	

様式第12号（第8条関係）

事業計画補正完了通知書

第 号
年 月 日

様

南三陸町長

印

年 月 日付けで申出のあった事業計画について、南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、下記のとおり補正が完了したことを通知します。

記

事業名	
事業区域の所在地	南三陸町
事業区域の面積	m ²
補正内容	

様式第13号（第9条関係）

協議終了通知書

第 号
年 月 日

様

南三陸町長

印

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第9条第4項の規定により、下記のとおり（変更）協議が終了したので通知します。

記

事業名			
事業区域の所在地	南三陸町		
事業区域の面積	m ²		
再生可能エネルギー発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱 7 バイオマス		
想定発電出力	k w		
想定年間発電電力量	k w h		
再生可能エネルギー発電設備の設置規模	基 枚・m 設置面積 m ² 高さ m		
町の意見			

様式第14号（第10条関係）

工事（着手・完了・廃止・中止・再開）届出書

年　月　日

南三陸町長 様

事業者 住 所
氏 名

（法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第10条の規定により、工事の（着手・完了・廃止・中止・再開）について、下記のとおり届け出ます。

記

事業名			
事業区域の所在地	南三陸町		
事業区域の面積	m ²		
再生可能エネルギー発電設備の種別		発電出力	kW
再生可能エネルギー発電設備の設置規模	基	枚	・ m
	設置面積	m ²	高さ m
工事の（着手・完了・廃止・中止・再開）の年月日	年 月 日		
工事の（廃止・中止・再開）の理由			

添付書類

- 1 着手又は再開の場合 工事工程表
- 2 完了、廃止又は中止の場合 工事写真（施工前、施工中、施工後）

様式第15号（第11条関係）

承継届出書

年　月　日

南三陸町長 様

事業者 住 所
氏 名

(法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第11条の規定により、事業者の地位を承継したので関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

被承継者に 関する事項	住所又は所在地		
	氏名又は名称及び 代表者 の 氏 名		
	事 業 名		
	事業区域	所在 地	南三陸町
		面 積	m ²
承 継 年 月 日		年 月 日	
承 継 事 項			
承 継 の 理 由			

添付書類 住民票抄本（法人の場合は登記事項証明書）

様式第16号（第12条関係）

事業廃止届出書

年　月　日

南三陸町長 様

事業者 住 所
氏 名

(法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第12条第1項の規定により、事業の廃止について下記のとおり届け出ます。

記

廃止する事業名	
事業区域の所在地	南三陸町
事業廃止年月日	年　月　日
再生可能エネルギー発電設備の撤去及び処分方法	

様式第17号（第12条関係）

発電設備撤去完了届出書

年　月　日

南三陸町長 様

事業者 住 所
氏 名

(法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第12条第2項の規定により、再生可能エネルギー発電設備等の撤去が完了したので関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

廃止した事業名	
事業区域の所在地	南三陸町
撤去完了年月日	年　月　日
備考	

添付書類　撤去完了が分かる写真

様式第18号（第13条関係）

（表面）

第 号
身分証明書

所 属
氏 名
(年 月 日 生)

この者は、南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第13条に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。

年 月 日 交付

南三陸町長

印

有効期限 年 月 日

（裏面）

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
(抜粋)

（報告及び立入調査）

第13条 町長は、事業者に対し報告及び資料の提出を求め、又は町の職員に、事業区域に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
施行規則（抜粋）

（身分証明書）

第13条 条例第13条に規定する立入調査をする町の職員は、身分証明書（様式第18号）を携帯し、提示の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第19号（第14条関係）

指導通知書

第 号
年 月 日

様

南三陸町長

印

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

事業名	
事業区域の所在地	南三陸町
再生可能エネルギー発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱 7 バイオマス
想定発電出力	k w
指導の内容	

様式第20号（第14条関係）

勧告書

第 号
年 月 日

様

南三陸町長

印

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第14条第2項の規定により、下記の措置をとるよう勧告します。

記

事業名	
事業区域の所在地	南三陸町
事業区域の面積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別	1 太陽光 2 風力 3 水力 4 地熱 5 太陽熱 6 大気中の熱その他の自然界に存する熱 7 バイオマス
想定発電出力	k w
措置期限	年 月 日
勧告の内容	

様式第21号（第16条関係）

弁明の機会の付与通告書

第 号
年 月 日

様

南三陸町長

印

年 月 日付け 第 号の勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第15条第1項の規定により、その事実を公表する予定です。

つきましては、同条第2項の規定により、下記のとおり弁明の機会を付与しますので通告します。

記

1 弁明の機会の付与に関する事項

弁明書の提出期限	年 月 日
提 出 先	南三陸町 課

2 公表を予定する事項

事 業 者 氏 名 (名称及び代表者氏名)			
事業者住所（所在地）			
事 業 名			
公表の原因 となつた事 業 の 内 容	事 業 区 域	所 在 地	
		面 積	m ²
再生可能エネルギー発電設備の種別			
勧告の内容			
公表の時期	年 月 日		
公表の方法			

様式第22号（第16条関係）

公表に係る弁明書

年　　月　　日

南三陸町長 様

事業者 住 所
氏 名

(法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

南三陸町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第15条第2項の規定により、下記のとおり弁明します。

記

事業名	
事業区域の所在地	南三陸町
弁明の内容	